

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>第23条（略）</p> <p>第4節の2 <u>授業料等未納者に対する措置</u></p> <p>（<u>授業料等未納者に対する出席停止措置</u>）</p> <p>第23条の2 <u>校長は、授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）が、督促状の指定期限から起算して3月を経過しても納付されないときは、当該授業料等を納めなかった生徒（以下この節において「当該生徒」という。）に対して、出席停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。</u></p> <p>（<u>授業料等未納者に対する除籍措置</u>）</p> <p>第23条の3 <u>校長は、前条第1項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して2月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。</u></p> <p><u>2 校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。</u></p> <p>（<u>報告</u>）</p> <p>第23条の4 <u>校長は、前2条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>（<u>その他の高等学校の規定の準用</u>）</p> <p>第42条の17（略）</p> <p><u>2 第23条の2から第23条の4までの規定は、後期課程に準用する。この場合において、第23条の2中「入学料」とあるのは「入学料相当額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（<u>高等学校の規定の準用</u>）</p> <p>第50条の7 <u>第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第23条の2から第23条の4、第25条第2項及び同条第3項、第27条、第29</u></p>	<p>第23条（略）</p> <p>（<u>その他の高等学校の規定の準用</u>）</p> <p>第42条の17（略）</p> <p>（<u>高等学校の規定の準用</u>）</p> <p>第50条の7 <u>第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第25条第2項及び同条第3項、第27条、第29条から第29条の3まで、第36条及</u></p>

条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。

び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。